

特別支援学級の対象者の基準(25文科初第756号)

	障害の程度
視覚障害	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難なもの
聴覚障害	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障害	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要 社会生活への適応が困難である程度の者
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に程度の困難がある程度のも
病弱	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とするもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す・聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れのある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因する者でない者に限る。)でその程度が著しいもの
自閉症	自閉症又はこれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度の者
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

通級による指導の対象者の基準(25文科発第756号)

	障害の程度
視覚障害	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由 病弱	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す・聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れのある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因する者でない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症	自閉症又はこれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、話す、聞く、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す程度のもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
ADHD	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

就学基準(令22条の3)

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴カレベルがおおむね60デジベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<p>1 知的発達の遅滞があり、<u>他人との意思疎通に軽度の困難</u>日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、<u>社会生活への適応が著しく困難なもの</u></p>
肢体不自由者	<p>1 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
病弱者	<p>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の他疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>

相手の話す情報が理解できず、的確な対応ができない

お箸使えない。排泄始末ができない等、常に援助が必要。

× 他と関わる。ルールを守り行動する。危険回避する。身辺処理等 →